

令和4年12月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 令和4年12月16日(金) 開会 午前10時
閉会 午前11時15分

場所 第7委員会室

出席委員 美田宗亮委員長

橋詰昌児副委員長

千葉達也委員、松井弘委員、日下部伸三委員、白土幸仁委員、本木茂委員、
松坂喜浩委員、水村篤弘委員、前原かつえ委員

欠席委員 なし

説明者 [警察本部関係]

桐澤重彦公安委員会委員長、鈴木基之警察本部長、岩根忠総務部長、
伊藤奨警務部長、広木利信生活安全部長、福島謙治地域部長、
飯崎準刑事部長、丹下浩之交通部長、日吉知洋警備部長、
利根田久雄財務局長、佐藤勝彦警務課長、新井智美総務課長、
小駒眞次会計課長、荻野長武監察官室長、山本恭茂生活安全総務課長、
関根英勝地域総務課長、関根郁久刑事総務課長、
鰐坂裕一組織犯罪対策課長、内藤淳一交通総務課長、前田真一交通指導課長
田中守交通規制課長、竹内浩運転免許課長、藤沼誠公安第一課長

[危機管理防災部関係]

三須康男危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長、
内田浩明危機管理課長、佐藤和央消防課長、小沢きよみ災害対策課長、
宮原正行化学保安課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第138号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第5号)のうち 警察本部関係	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査

1 警察本部関係

警察官の無免許運転防止について

2 危機管理防災部関係

防災ヘリコプターの運航に係る手数料徴収について

報告事項(危機管理防災部関係)

埼玉県地域防災計画の見直しの方向性について

【付託議案に対する質疑】

千葉委員

信号機のLED化率及びLED化されていない信号機は、今後どのような方針で整備するのか。

交通規制課長

令和3年度末現在で、県内に信号機は、10,375基整備されている。このうち、59.4パーセントがLED化されている。今後の計画は、平成30年4月に策定した「交通安全施設管理計画（信号機）」に基づき整備していく。車両用灯器については、平成29年度から令和7年度までの9か年計画で、電球の車両灯器をLED式に更新する計画である。

日下部委員

補正予算について、17パーセント程度の増額に収まっている。私が所属している病院の場合、光熱費は40パーセントから50パーセントの増であったため、この程度の増額でよく収まっているなというのが実感である。病院において光熱費に最も影響があるのが、一定の温度を保つ必要がある空調である。そこで、警察署や留置場における空調の設定温度について伺う。

会計課長

空調の設定温度について28度を目安に設定しているほか、照明の間引きや小まめな消灯、使用していない部屋の空調運転の停止等の節電を実施している。

日下部委員

全庁的に28度に設定しているとのことだが、これは病院とあまり変わらないという認識でよいか。

会計課長

そのとおりである。

本木委員

今回の補正対象は電気、ガス料金等の増加分ということだが、警察車両の燃料代については、予算内の対応で問題ないのか。

会計課長

ガソリン等の燃料費については、国の燃料油価格激変緩和補助金により市場価格が安定していることから、現在のところ予算の不足は生じていない。今後、更なる価格上昇があった場合には補正を検討する。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（警察官の無免許運転防止について）】

日下部委員

新聞報道によると、運転免許証の更新を怠ったということだが、これはチェック体制などシステムの問題で、発生を防げた事件だと考える。具体的な再発防止策を伺う。

監察官室長

本件は、大変遺憾な事案であり、県警察として事案を重く受け止めている。職員の身上指導については、埼玉県警察職員育成のための指導支援推進要綱に基づき、運転免許証の有効期限をはじめ、保有車両の車検満了期間等を失効させることがないようにしている。現在、身上の指導支援はシステム化されており、4月、10月の年2回に職員からの申告に基づき、幹部が面接を行い、申告内容をデータ化している。従来のシステムでは、運転免許証の有効期限と車検満了期間については、満了の3か月前から警告文が表示され、直属の上司が確認をすることができる設定となっていた。本来であれば、職員の身上指導をする上司が同警告を確認して更新の指示をすべきであったが、本件については、上司の確認不足により運転免許証が失効してからの確認となってしまった。本件を受け、再発防止対策として、「全職員の運転免許証の確認」、「就勤時アルコールチェックの際に、あわせて運転免許証の確認」を全所属に通達した。また、現在の指導支援システムは、3か月前の警告に加え、1か月前にも警告を発するようにシステムの改修を行った。さらに、失効日に直属の上司にメール等により警告を通知するシステムの改修を検討している。今後も職員に対する職務倫理教養を始め、各種非違事案の防止に努めていく。

【所管事務に関する質問（防災ヘリコプターの運航に係る手数料徴収について）】

松井委員

- 1 昨年12月定例会の警察危機管理防災委員会の所管事務調査において、防災ヘリコプターの運航に係る手数料徴収について審査を行った際に、「手数料徴収区域を拡大していく考えはあるのか」との質問に対して、条例の運用開始から約4年が経過し、各種データが蓄積されているので、多角的な視点で検証を行っていききたいとの答弁があった。それから1年が経過しているが、どのように検証したのか。
- 2 防災ヘリコプター全体の山岳救助件数、徴収区域内、区域外のそれぞれの山岳救助件数はどのくらいあったのか。
- 3 手数料徴収を始める前と比較した場合、件数についてどのような変化が見られるか。

消防課長

- 1 現在の手数料徴収区域は、過去の救助実績等を参考として「危険が内在する区域」ということで、登山にも救助活動にも危険が伴う区域として、六つの区域を条例の施行規則で指定している。このことを前提として、手数料徴収開始後の救助実績などを踏まえ、実際に出動する防災航空隊の意見も聞きながら区域の見直しについて検討している。

- 2 山岳救助件数についてだが、手数料徴収を始めた平成30年1月から令和3年12月までの4年間で山岳救助件数全体としては49件であった。手数料徴収区域内は18件、徴収区域外は31件である。手数料徴収開始前の4年間は、全体として52件であり、そのうち手数料区域内25件、手数料区域外が27件となっている。
- 3 手数料徴収区域外の山岳救助31件について、山岳別に見ると、手数料徴収開始前と比較して件数に大幅に増加したところはなく、多くても1件又は2件の増である。手数料徴収を開始したことによる影響について、明確なトレンドを把握するためには、もう少し長期的な観察が必要と考える。

松井委員

- 1 手数料の支払状況について伺う。
- 2 改正条例施行後、手数料徴収区域内で救助件数が減少しているということは理解した。有料化により登山者に注意喚起できた効果だと考える。一方で、手数料区域外において、若干ではあるが救助件数が増えている。無謀な登山を減少させるための注意喚起となるので、手数料徴収区域を拡大すべきと考えるが、いかがか。

消防課長

- 1 対象者全員、期限内にトラブルなくお支払いいただいている。また、支払において電話等で連絡した際に、救助に対する感謝の言葉を頂く場合もある。
- 2 救助実績を毎年チェックしながら、また様々な視点から今後検討していく。